

平成 26 年

大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会会議録

平成 26 年 2 月 6 日 開会

平成 26 年 2 月 6 日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成26年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（平成26年2月6日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	3
○説明員職員氏名	3
○職務のために出席した職員	3
○本会議の会議事件	3
○臨時議長着席	5
○開会	6
○諸般の報告	6
○日程第1 議席の指定について	6
○日程第2 会議録署名議員の指名について	6
○日程第3 議長の選挙について	7
○日程第4 副議長の選挙について	8
○日程第5 会期決定について	9
○日程第6 議会議案第1号上程	9
事務局説明	9
採決	10
○日程第7 議会議案第2号上程	10
事務局説明	10
採決	10
○日程第8 議会議案第3号上程	10
事務局説明	10
採決	11
○日程第9～日程第17 報告第1号～報告第9号上程	11
林理事報告	11
質疑	14
採決	14
○日程第18 議案第1号上程	14
林理事説明	14
採決	15
○日程第19 議案第2号上程	15
林理事説明	15
採決	15

○日程第20	議案第3号上程	16
	林理事説明	16
	採決	16
○日程第23	議案第6号上程	17
	林理事説明	17
	質疑	17
	採決	17
○日程第24	議案第7号上程	18
	林理事説明	18
	質疑	18
	採決	18
○日程第25	議案第8号上程	18
	林理事説明	19
	質疑	19
	採決	19
○日程第26	議案第9号上程	19
	林理事説明	20
	質疑	20
	採決	20
○日程第27	議案第10号上程	20
	林理事説明	20
	質疑	21
	採決	21
○日程第28	議案第11号上程	21
	林理事説明	21
	質疑	22
	採決	22
○日程第29	議案第12号上程	22
	林理事説明	22
	質疑	22
	採決	23
○日程第30	議案第13号上程	23
	林理事説明	23
	質疑	23
	採決	23
○日程第31	議案第14号上程	24
	林理事説明	24
	質疑	24

	採決	2 4
○日程第 3 2	議案第 1 5 号上程	2 4
	林理事説明	2 5
	質疑	2 5
	採決	2 5
○日程第 3 3	議案第 1 6 号上程	2 5
	林理事説明	2 6
	質疑	2 6
	採決	2 6
○日程第 3 4	議案第 1 7 号上程	2 6
	林理事説明	2 6
	質疑	2 7
	採決	2 7
○日程第 3 5	議案第 1 8 号上程	2 7
	林理事説明	2 7
	質疑	2 7
	採決	2 8
○日程第 3 6	議案第 1 9 号上程	2 8
	林理事説明	2 8
	質疑	2 8
	採決	2 8
○日程第 3 7	議案第 2 0 号上程	2 9
	林理事説明	2 9
	質疑	2 9
	採決	2 9
○日程第 3 8	議案第 2 1 号上程	2 9
	林理事説明	3 0
	質疑	3 0
	採決	3 0
○日程第 3 9	議案第 2 2 号上程	3 0
	林理事説明	3 1
	質疑	3 1
	採決	3 1
○日程第 4 0	議案第 2 3 号上程	3 1
	林理事説明	3 1
	質疑	3 2
	採決	3 2
○日程第 4 1	議案第 2 4 号上程	3 2

	林理事說明	3 2
	質疑	3 2
	採決	3 3
○日程第 4 2	議案第 2 5 号上程	3 3
	林理事說明	3 3
	質疑	3 3
	採決	3 3
○日程第 4 3	議案第 2 6 号上程	3 4
	林理事說明	3 4
	質疑	3 4
	採決	3 4
○日程第 4 4	議案第 2 7 号上程	3 4
	林理事說明	3 5
	質疑	3 5
	採決	3 5
○日程第 4 5	議案第 2 8 号上程	3 5
	林理事說明	3 6
	質疑	3 6
	採決	3 6
○日程第 4 6	議案第 2 9 号上程	3 6
	林理事說明	3 6
	質疑	3 7
	採決	3 7
○日程第 4 7	議案第 3 0 号上程	3 7
	林理事說明	3 7
	質疑	3 8
	採決	3 8
○日程第 4 8	議案第 3 1 号上程	3 8
	林理事說明	3 8
	質疑	3 8
	採決	3 8
○日程第 4 9	議案第 3 2 号上程	3 9
	林理事說明	3 9
	質疑	3 9
	採決	3 9
○日程第 5 0	議案第 3 3 号上程	3 9
	林理事說明	4 0
	質疑	4 0

	採決	4 0
○日程第 5 1	議案第 3 4 号上程	4 0
	林理事説明	4 1
	質疑	4 1
	採決	4 1
○日程第 5 2	議案第 3 5 号上程	4 1
	林理事説明	4 1
	質疑	4 2
	採決	4 2
○日程第 5 3	議案第 3 6 号上程	4 2
	林理事説明	4 2
	質疑	4 3
	採決	4 3
○閉会		4 4

平成26年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

平成26年2月6日（木）

○議事日程

- | | | | |
|--------|---|---|---|
| 日程第 1 | | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | 選 | 挙 | 第 1 号 議長の選挙について |
| 日程第 4 | 選 | 挙 | 第 2 号 副議長の選挙について |
| 日程第 5 | | | 会期決定について |
| 日程第 6 | 議 | 会 | 議案 第 1 号 大東四條畷消防組合議会会議規則の制定について |
| 日程第 7 | 議 | 会 | 議案 第 2 号 大東四條畷消防組合議会傍聴規則の制定について |
| 日程第 8 | 議 | 会 | 議案 第 3 号 管理者の専決処分の指定について |
| 日程第 9 | 報 | 告 | 第 1 号 大東四條畷消防組合の休日に関する条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 10 | 報 | 告 | 第 2 号 大東四條畷消防組合公告式条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 11 | 報 | 告 | 第 3 号 大東四條畷消防組合議会定例会条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 12 | 報 | 告 | 第 4 号 大東四條畷消防組合監査委員条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 13 | 報 | 告 | 第 5 号 大東四條畷消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 14 | 報 | 告 | 第 6 号 大東四條畷消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 15 | 報 | 告 | 第 7 号 大東四條畷消防組合職員等旅費条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 16 | 報 | 告 | 第 8 号 大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定に係る専決処分の報告について |
| 日程第 17 | 報 | 告 | 第 9 号 平成25年度大東四條畷消防組合一般会計予算に係る専決処分の報告について |
| 日程第 18 | 議 | 案 | 第 1 号 監査委員選任についての同意を求めることについて |
| 日程第 19 | 議 | 案 | 第 2 号 監査委員（議員選出）選任についての同意を求めることについて |
| 日程第 20 | 議 | 案 | 第 3 号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて |
| 日程第 21 | 議 | 案 | 第 4 号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて |
| 日程第 22 | 議 | 案 | 第 5 号 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて |
| 日程第 23 | 議 | 案 | 第 6 号 大東四條畷消防組合指定金融機関の指定について |
| 日程第 24 | 議 | 案 | 第 7 号 大東四條畷消防組合公平委員会設置条例の制定について |

日程第25	議案	第8号	大東四條畷消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定について
日程第26	議案	第9号	大東四條畷消防組合情報公開条例の制定について
日程第27	議案	第10号	大東四條畷消防組合個人情報保護条例の制定について
日程第28	議案	第11号	大東四條畷消防組合行政手続条例の制定について
日程第29	議案	第12号	大東四條畷消防組合職員定数条例の制定について
日程第30	議案	第13号	大東四條畷消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
日程第31	議案	第14号	大東四條畷消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
日程第32	議案	第15号	大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例の制定について
日程第33	議案	第16号	大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第34	議案	第17号	大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例の制定について
日程第35	議案	第18号	大東四條畷消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
日程第36	議案	第19号	大東四條畷消防組合職員等の服務の宣誓に関する条例の制定について
日程第37	議案	第20号	大東四條畷消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第38	議案	第21号	大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
日程第39	議案	第22号	大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
日程第40	議案	第23号	大東四條畷消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
日程第41	議案	第24号	大東四條畷消防組合職員の厚生制度に関する条例の制定について
日程第42	議案	第25号	大東四條畷消防組合消防賞じゅつ金条例の制定について
日程第43	議案	第26号	大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について
日程第44	議案	第27号	大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の制定について
日程第45	議案	第28号	大東四條畷消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
日程第46	議案	第29号	大東四條畷消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
日程第47	議案	第30号	大東四條畷消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- 日程第48 議 案 第31号 大東四條啜消防組合行政財産使用料条例の制定について
 日程第49 議 案 第32号 大東四條啜消防組合手数料条例の制定について
 日程第50 議 案 第33号 大東四條啜消防組合火災予防条例の制定について
 日程第51 議 案 第34号 大東四條啜消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
 条例の制定について
 日程第52 議 案 第35号 平成25年度大東四條啜消防組合一般会計補正予算（第一次）
 について
 日程第53 議 案 第36号 平成26年度大東四條啜消防組合一般会計予算について

○議員定数9名

出席議員9名

大東 真司 品川 大介 豊芦 勝子 石垣 直紀 佐藤 誠
 森本 勉 小原 達朗 平野 美治 岩 淵 弘

欠席議員0名

○説明員職員

管 理 者 東坂 浩一 副管理者 土井 一憲 理 事 林 顯 理 事 石田 進
 部 長 北井 由信 次 長 仁科由紀夫 次 長 南口 智 次 長 奥村 義実
 参 事 生駒 栄似 参 事 北村 修 参 事 西岡 栄治 参 事 青山 晃
 大東市危機管理監 四條啜市危機管理監
 衣田 順一 長谷 俊延

○職務のために出席した職員

参 事 瀧田 昭彦 主 幹 河野 哲輝 上席主査 堤 悟士 上席主査 井藤 健
 主 査 田形 耕一

○本会議の会議事件

- ・大東四條啜消防組合議会会議規則の制定について
- ・大東四條啜消防組合議会傍聴規則の制定について
- ・管理者の専決処分の指定について
- ・大東四條啜消防組合の休日に関する条例制定に係る専決処分の報告について
- ・大東四條啜消防組合公告式条例制定に係る専決処分の報告について
- ・大東四條啜消防組合議会定例会条例制定に係る専決処分の報告について
- ・大東四條啜消防組合監査委員条例制定に係る専決処分の報告について
- ・大東四條啜消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定に係る専決処分の報告
 について
- ・大東四條啜消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例制定に係る専
 決処分の報告について

- ・大東四條畷消防組合職員等旅費条例制定に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定に係る専決処分の報告について
- ・平成25年度大東四條畷消防組合一般会計予算に係る専決処分の報告について
- ・監査委員選任についての同意を求めることについて
- ・監査委員（議員選出）選任についての同意を求めることについて
- ・公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
- ・公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
- ・公平委員会委員選任についての同意を求めることについて
- ・大東四條畷消防組合指定金融機関の指定について
- ・大東四條畷消防組合公平委員会設置条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合情報公開条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合個人情報保護条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合行政手続条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員定数条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の再任用に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員等の服務の宣誓に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の厚生制度に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合消防賞じゅつ金条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合行政財産使用料条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の制定について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の制定について

- ・大東四條畷消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- ・平成25年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第一次）について
- ・平成26年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会午後1時30分】

（事務局 瀧田参事）

それでは、平成26年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会の開会に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。

本日は大東四條畷消防組合、初めての議会でございますので、議長が決定されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日ご出席の年長議員は大東市議会から選出の岩淵議員でございますので、ここにご紹介を申し上げます。

岩淵議員、議長席にご着席をお願いいたします。

（臨時議長 岩淵議員）

ご起立ください。

礼

国歌斉唱を行いますので、国旗に注目してください。

（国家斉唱）

ご着席ください。

ただいまご紹介をいただきました 岩淵でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、甚だ僭越ではございますが、議会議長の選挙が終了いたしますまで、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

これより、大東四條畷消防組合 議会を開会いたします。開会にあたりまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

（東坂管理者）

大東四條畷消防組合管理者の東坂でございます。

開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年大東四條畷消防 組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には平成24年12月3日に 四條畷市と大東市で消防広域化協議会を立ち上げて以来、今日まで、その円滑な推進に格別のご支援・ご協力を賜りましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、ご提案申し上げます議案は、平成26年度予算案をはじめ、議案36件、専決報告9件を提出させていただいており、また議員発議となります議案が3件ございますが、内容につきましては後ほど担当者より説明をさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(臨時議長 岩淵議員)

これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事の進行については、日程第 6 議会議案第 1 号で提出される大東四條畷消防組合議会会議規則(案)に準じて進行したいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事の進行については、大東四條畷消防組合議会会議規則(案)に準じて進行いたします。

この際、仮議席の指定をさせていただきます。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

【諸般の報告】

事務局より諸般の報告をいたさせます。

(事務局 瀧田参事)

ご報告申し上げます。

現在の出席議員は、9名でありますので、会議は成立いたしております。

大東市選出の組合議員は去る平成 25 年 12 月 6 日に、大東市議会議長より通知がございまして、大東議員、品川議員、豊芦議員、石垣議員、岩淵議員が選出されました。

四條畷市選出の組合議員は去る平成 25 年 12 月 9 日に、四條畷市議会議長より通知がございまして、佐藤議員、森本議員、小原議員、平野議員が選出されました。

次に、地方自治法第 121 条に基づきます、議会説明員の出席につきましては、お手元まで議会説明員名簿を配布申し上げますので、朗読を省略させていただきます。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元まで議事日程表を配布申し上げますので、朗読を省略させていただきます。

以上でご報告を終わらせていただきます。

【日程第 1 議席の指定について】

(臨時議長 岩淵議員)

これより日程に入ります。

日程第 1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

1 番から 8 番までは、ただいま着席のとおりとさせていただきます。

私、岩淵を 9 番といたします。

【日程第 2 会議録署名議員の指名について】

(臨時議長 岩淵議員)

次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 大束議員、5 番 佐藤議員を指名いたします。

【日程第 3 議長の選挙について】

(臨時議長 岩淵議員)

次に、日程第 3 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(臨時議長 岩淵議員)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(臨時議長 岩淵議員)

ただいまの出席議員は 9 名です。投票用紙を配布します。

(臨時議長 岩淵議員)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(臨時議長 岩淵議員)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(臨時議長 岩淵議員)

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼により順番に投票願います。

点呼を命じます。

(事務局 瀧田参事)

それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1 番 大束議員、2 番 品川議員、3 番 豊芦議員、4 番 石垣議員、5 番 佐藤議員、6 番 森本議員、7 番 小原議員、8 番 平野議員、9 番 岩淵議員

以上でございます。

(臨時議長 岩淵議員)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(臨時議長 岩淵議員)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(臨時議長 岩淵議員)

開票を行います。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に、2 番 品川議員、6 番 森本議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

(臨時議長 岩淵議員)

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票中、岩淵議員 9 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。よって、議長に当選したのは私 岩淵です。会議規則第 31 条第 2 項の規定により告知します。

一言 議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様選挙により、ご推挙を賜り議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして 厚く御礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、この大役を果たしたく 存じますので、どうか温かいご支援、ご協力をお願いいたします。簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

【日程第 4 副議長の選挙について】

(岩淵議長)

次に、日程第 4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に小原議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました小原議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（岩淵議長）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小原議員が副議長に当選いたしました。

当選いたしました小原議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

この際、小原議員に自席より、ごあいさつを受けることといたします。

（小原副議長）

ただ今、皆様方のご推挙を頂きまして副議長という大役を頂きました。かくなるうへは、議長を支え、そして円滑な議会運営に心掛けていきたいと考えております。本当に本日はありがとうございます。

【日程第5 会期決定について】

（岩淵議長）

次に、日程第5 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本議会の会期は、本日及び明日の2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（岩淵議長）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日及び明日の2日間と決定いたします。

【日程第6 大東四條畷消防組合議会会議規則の制定について】

（岩淵議長）

次に、日程第6 議会議案第1号 大東四條畷消防組合議会会議規則の制定の件を議題といたします。

事務局より、説明をいたさせます。

（事務局 河野主幹）

議会議案第1号 大東四條畷消防組合議会会議規則の制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書 1ページをお開き願います。

本規則は、地方自治法第120条の規定に基づき、議会運営に関し必要な事項、すなわち組合議会の秩序維持、議員の規律等について定めるものでございます。

規則の内容といたしましては、大東市と四條畷市の議会会議規則の内容にほとんど差異はなく、また、参考といたしました他の消防組合の例規が構成市の例規におおむね準じていることから、両市の議会規則を参考といたしまして、組合議会に必要な事項を定めたく、今回議員発議するものでございます。

以上でございます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合議会傍聴規則の制定について】

(岩渕議長)

次に、日程第7 議会議案第2号 大東四條畷消防組合議会傍聴規則の制定の件を議題といたします。

事務局より、説明をいたさせます。

(事務局 河野主幹)

議会議案第2号 大東四條畷消防組合議会傍聴規則の制定の件につきまして、ご説明申し上げます。
お手元の議案書 16ページをお開き願います。

本規則は、地方自治法第130条第3項におきまして、会議の傍聴に関し必要な規則を設けることと規定されておりますことから組合議会に必要な事項を定めたく、今回議員発議するものでございます。
以上でございます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 管理者の専決処分の指定について】

(岩渕議長)

次に、日程第8 議会議案第3号 管理者の専決処分の指定についての件を議題といたします。
事務局より、説明をいたさせます。

(事務局 河野主幹)

議会議案第3号 管理者の専決処分の指定につきまして、ご説明を申し上げます。
お手元の議案書 19ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第180条第1項におきまして、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、管理者による専決処分にすることができると規定されておりますことから、

議会の権限に属する軽易な事項につきまして、具体的な基準を定めたく、今回議員発議するものでございます。また、同条第 2 項におきまして、専決処分をしたときは議会に報告することと規定されております。

内容につきましては、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定に関することや、1 件 50 万円以内の権利放棄に関する事等となっております。

以上でございます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 9 から日程第 17 まで 専決処分の承認について】

(岩淵議長)

次に、日程第 9 報告第 1 号から日程第 17 報告第 9 号までの専決処分の承認を求める件について一括議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

報告第 1 号から第 9 号までの専決処分の承認を求める件につきましてご報告申し上げます。

本件は、報告第 1 号から第 8 号までが、大東四條畷消防組合の設立時に必要な各種条例について、次に、報告第 9 号は平成 25 年度大東四條畷消防組合一般会計予算についてとなっております。

報告第 1 号から第 8 号までの各種条例につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づきまして専決処分させていただいたもので、本日、議会のご承認を求めるものでございます。

条例の内容につきまして、大東四條畷消防組合は新たな地方公共団体となることから、地方自治法及び地方公務員法などの委任規定に基づきまして多くの条例を制定しなければなりません。基本的には四條畷市の条例を参考としながら、大東市の条例に準拠し作成させていただいておりますので、内容に変更がないものにつきましては、時間の関係上詳細説明を簡略化させていただきますことをまずご了承賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、報告第 1 号 大東四條畷消防組合の休日に関する条例でございます。

お手元の議案書 21 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第 4 条の 2 におきまして地方公共団体の休日は、条

例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

第2条第1項におきまして、日曜日、土曜日及び国民の祝日につきましては地方自治法の規定する休日と同様としております。年末年始の休日につきましては12月29日から翌年の1月3日までとしております。

第2条第2項におきまして、休日であっても事務の遂行を妨げるものではなく、災害等に対応できるように規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第2号 大東四條畷消防組合公告式条例でございます。

お手元の議案書 23 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第16条におきまして条例の制定若しくは改廃に関する市民への公布のための公告方法について定めることとされているため規定させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第3号 大東四條畷消防組合議会定例会条例でございます。

お手元の議案書 25 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第102条第2項におきまして組合議会の定例会の回数は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

定例会の回数は年2回としております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第4号 大東四條畷消防組合監査委員条例でございます。

お手元の議案書 27 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第195条によりまして監査委員に関して規定させていただくものでございます。

第3条 監査等公表は消防組合に設置する掲示場に掲示するものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第5号 大東四條畷消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

お手元の議案書 29 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第203条におきまして議長、副議長及び議員の報酬は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

第1条 議長、副議長及び議員の報酬は、先例となる一部事務組合の報酬金額等を参考に種々検討され決定した金額としております。

第4条 報酬の支給方法は、大東四條畷消防組合の一般職の職員の給与の支給方法に基づくものとしております。

第5条 費用弁償は大東四條畷消防組合職員等旅費条例に基づくものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第6号 大東四條畷消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

お手元の議案書 32 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第 203 条の 2 におきまして特別職の職員で非常勤のもの報酬は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

第 1 条 特別職の職員で非常勤のもの報酬は、先例となる一部事務組合の報酬金額等を参考に種々検討され決定した金額としております。また、本条で規定している非常勤職員は管理者、副管理者、監査委員となっております。

第 2 条 費用弁償は大東四條畷消防組合職員等旅費条例に基づくものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第 7 号 大東四條畷消防組合職員等旅費条例でございます。

お手元の議案書 35 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第 204 条におきまして職員及びその他非常勤の職員に対して支給する旅費は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

次に、報告第 8 号 大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

お手元の議案書 42 ページをお開き願います。

本条例の制定理由につきましては、地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条におきまして、議員及びその他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、条例で定めることとされているため規定させていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただいております。

最後に、報告第 9 号 平成 25 年度大東四條畷消防組合一般会計予算でございます。

お手元の平成 25 年度大東四條畷消防組合一般会計予算書 2 ページをお開き願います。

本予算につきましては、平成 25 年 11 月 1 日付で設立されました大東四條畷消防組合における予算として同日付で専決処分させていただいたもので、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 84 万 3 千円とするものでございます。

それではまず、歳入からご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

2 歳入、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 市負担金、節 関係市負担金は 84 万 2 千円でございます。

組合を構成する市の負担金額については、組合規約第 14 条第 2 項の案分比率から算出いたしますと、大東市は 54 万 9 千円、四條畷市は 29 万 3 千円となるものでございます。次に、款 諸収入、項 預金利子、目 預金利子は 1 千円でございます。

続きまして、歳出でございます。7 ページをご覧ください。

3 歳出、款 議会費、項 議会費、目 議会費として 46 万 1 千円でございます。

これは議員報酬及び組合議会運営に係る経費でございます。8 ページをお開き願います。上段でございます。款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費として 31 万 7 千円でございます。

主なものとして節 報酬 15 万 4 千円は、管理者等特別職の報酬でございます。下段でございます。項 監査委員費、目 監査委員費は 5 万 5 千円でございます。次に、9 ページをご覧ください。款 予備費、項 予備費、目 予備費として 1 万円を計上させていただいております。

以上でございます。何卒、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から第9号までは原案のとおり可決されました。

【日程第18 監査委員選任についての同意を求めることについて】

(岩淵議長)

次に、日程第18 議案第1号 監査委員選任についての同意を求める件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第1号 監査委員選任についての同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書 62 ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第195条第2項におきまして地方公共団体に監査委員を2人置くことと規定され、又第196条第1項におきまして議会の同意を得ることと規定されております。

また、大東四條畷消防組規約第12条第2項におきまして、監査委員は管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び管理者の属する市の監査委員のうちから各1人を選任すると、規定しております。

さらに、同規約第12条第3項におきまして、監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、管理者の属する市の監査委員のうちから選任される者にあつては当該監査委員の任期によると規定されております。

監査委員に大東市の監査委員である 乗本 良一氏 を選任したいと考えております。

乗本 良一氏は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見を有し、監査委員として申し分のない方と考えております。

以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案に同意することに決しました。

【日程第19 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて】

(岩淵議長)

次に、日程第19 議案第2号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求める件を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第117条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。
理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第2号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

本件は、種々検討した結果、大東議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案に同意することに決しました。

この際、退場願っております大東議員の入場を願うことといたします。

(岩淵議長)

この際、大東議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。

これより大東議員に自席よりごあいさつを受けることといたします。

(大束議員)

ただ今、監査委員に就任をいたしました大束真司でございます。この組合議会発足の初年度にあたりまして、監査委員に選任を頂きましたことの一言御礼と、決意を述べさせていただきます。それと非常に大事な年になると思います。予算につきましてしっかりと見ていきますとともに、また市民の皆様から見て安心安全そして信頼を取り戻すこの消防として、その辺のところもしっかりと見ていきたいと思っておりますので組合議会議員様におかれましては、何卒ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、ひとこと就任の決意とさせていただきます。ありがとうございます。

【日程第 20 から日程第 22 まで 公平委員会委員選任についての同意を求めることについて】

(岩淵議長)

次に、日程第 20 議案第 3 号から日程第 22 議案第 5 号までの公平委員会委員選任についての同意を求める件を一括議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 3 号から議案第 5 号までの公平委員会委員選任についての同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書 64 ページをお開き願います。

本件は、地方公務員法第 7 条第 3 項におきまして設置することと規定されている公平委員会につきまして、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

公平委員会委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する者から選任するとなっておりますので、当該公平委員会委員に間昭夫氏、木村 時夫氏、川村 常雄氏の 3 名が適任であると思料いたします。

こちらのお三方はともに、人格、識見にすぐれた方でございますので、何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

順次、お諮りいたします。

最初に、議案第 3 号 本件の候補者は 間 昭夫 氏であります。

原案に同意することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案に同意することに決しました。

次に、議案第 4 号 本件の候補者は 木村 時夫 氏であります。

原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（岩淵議長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案に同意することに決しました。

最後に、議案第5号 本件の候補者は 川村 常雄 氏であります。

原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（岩淵議長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案に同意することに決しました。

【日程第23 大東四條畷消防組合指定金融機関の指定について】

（岩淵議長）

次に、日程第23 議案第6号 大東四條畷消防組合指定金融機関の指定についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

（林理事）

議長

（岩淵議長）

林理事

（林理事）

議案第6号 大東四條畷消防組合指定金融機関の指定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 67 ページをお開き願います。

本件は、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関として、構成市双方の指定金融機関と同じく、りそな銀行を指定したいと考えております。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

（岩淵議長）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

（岩淵議長）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 24 大東四條畷消防組合公平委員会設置条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 24 議案第 7 号 大東四條畷消防組合公平委員会設置条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 7 号 大東四條畷消防組合公平委員会設置条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 68 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 7 条第 3 項におきまして、地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものと規定されていることから、条例を制定させていただくものでございます。

第 2 条第 1 項におきまして、条例の公布要領について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 25 大東四條畷消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 25 議案第 8 号 大東四條畷消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定の件を議題

といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 8 号 大東四條畷消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 70 ページをお開き願います。

本条例は、消防組織法第 10 条第 1 項におきまして、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定めると規定されていることから、制定させていただくものでございます。

第 2 条 消防本部につきましては、名称を大東四條畷消防本部とし、位置を大東市新町 13 番 35 号、現在の大東市消防本部の位置としております。

消防署につきましては、大東市を管轄区域とするものとして、名称を大東消防署とし、位置を大東市新町 13 番 35 号、現在の大東市消防署の位置としております。また、四條畷市を管轄区域とするものとして、名称を四條畷消防署とし、位置を四條畷市大字中野 596 番地の 1、現在の四條畷市消防署の位置としております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 26 大東四條畷消防組合情報公開条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 26 議案第 9 号 大東四條畷消防組合情報公開条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 9 号 大東四條畷消防組合情報公開条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 72 ページをお開き願います。

本条例は、公正で開かれた組合行政を推進することにより、組合行政の透明性の向上を図り、市民のための組合行政を展開するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民と組合の情報の共有化を図っていくことを目的として制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 27 大東四條畷消防組合個人情報保護条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 27 議案第 10 号 大東四條畷消防組合個人情報保護条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 10 号 大東四條畷消防組合個人情報保護条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 81 ページをお開き願います。

本条例は、市民の個人情報保護について必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的として制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 28 大東四條畷消防組合行政手続条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 28 議案第 11 号 大東四條畷消防組合行政手続条例の制定の件を議題といたします。
理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 11 号 大東四條畷消防組合行政手続条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 95 ページをお開き願います。

本条例は、行政手続法第 46 条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関して、共通する事項を定め、組合行政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的として制定するものでございます。

第 1 条から第 4 条までは、目的や定義等の総則的規定について、定めております。

第 5 条から第 11 条までは、申請に対する処分について規定しております。

第 12 条から第 29 条までは、不利益処分について規定しております。

第 30 条から第 34 条までは、行政指導について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 29 大東四條畷消防組合職員定数条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 29 議案第 12 号 大東四條畷消防組合職員定数条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 12 号 大東四條畷消防組合職員定数条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 109 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 172 条第 3 項及び消防組織法第 11 条第 2 項におきまして、職員の定員は条例で定めると規定されていることから制定するもので、両市消防本部の定数を合計した 189 人として
いるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 30 大東四條畷消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 30 議案第 13 号 大東四條畷消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(理事)

議案第 13 号 大東四條畷消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 111 ページをお開き願います。

本条例は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令第 1 条及び第 2 条におきまして、消防組織法第 15 条第 2 項に規定する消防長及び消防署長の資格に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 31 大東四條畷消防組合職員の再任用に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 31 議案第 14 号 大東四條畷消防組合職員の再任用に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 14 号 大東四條畷消防組合職員の再任用に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 113 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 28 条の 4 におきまして、定年退職者等の再任用について、任期を条例で定め、またその任期は一年を超えない範囲内で更新することができることと規定されていることから、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 32 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 32 議案第 15 号 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例の制定の件を議題

といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 15 号 大東四條畷消防組合職員の定年等に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 116 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 におきまして、職員の定年等に関し必要な事項を条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

【日程 33 大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 33 議案第 16 号 大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 16 号 大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 119 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 58 条の 2 におきまして、毎年、任命権者は管理者に対し、職員の任用、給与、勤務成績の評定、利益の保護等について人事行政の運営の状況を報告し、管理者はその報告を公表する必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 34 大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 34 議案第 17 号 大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 17 号 大東四條畷消防組合職員の分限に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 122 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 27 条及び第 28 条におきまして、職員の分限及び懲戒については公正でなければならず、その事由を条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 35 大東四條畷消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 35 議案第 18 号 大東四條畷消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 18 号 大東四條畷消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 125 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 29 条第 4 項におきまして、職員の懲戒の手続及び効果は、条例で定めなければならないと規定されていることから、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 36 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 36 議案第 19 号 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 19 号 大東四條畷消防組合職員等のサービスの宣誓に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 128 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 9 条の 2 第 12 項及び第 31 条におきまして、公平委員及び職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないと規定されているため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 37 大東四條畷消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 37 議案第 20 号 大東四條畷消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 20 号 大東四條畷消防組合職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 132 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 35 条におきまして、職員はその勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないと規定しているものでありますが、その特例に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 38 大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定】

(岩淵議長)

次に、日程第 38 議案第 21 号 大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 21 号 大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 134 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項におきまして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めると規定されていることから、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 39 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 39 議案第 22 号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 22 号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 141 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律におきまして、職員の育児休業等に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 40 大東四條畷消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 40 議案第 23 号 大東四條畷消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 23 号 大東四條畷消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 149 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 26 条の 5 におきまして、大学等課程の履修や国際貢献活動のうち、職員

として参加することが適当であると認められる自己啓発等休業に関し、制定するものでございます。
附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。
以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。
討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。
本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 41 大東四條畷消防組合職員の厚生制度に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 41 議案第 24 号 大東四條畷消防組合職員の厚生制度に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 24 号 大東四條畷消防組合職員の厚生制度に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 154 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 42 条におきまして、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。
以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 42 大東四條畷消防組合消防賞じゅつ金条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 42 議案第 25 号 大東四條畷消防組合消防賞じゅつ金条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 25 号 大東四條畷消防組合消防賞じゅつ金条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 156 ページをお開き願います。

本条例は、職員が職務を遂行したために、死亡或いは障害を負った場合等において、その遺族等に支給する賞じゅつ金に関し必要な事項を制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 43 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 43 議案第 26 号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 26 号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 163 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項におきまして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

第 5 条 職員の昇給は勤務成績に応じて行い、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準とするものの、55 歳を超える職員は昇給しないこと等について、規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 44 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 44 議案第 27 号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の制定の件を議

題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 27 号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 189 ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項におきまして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める必要があるため、職員が退職した場合に支給する退職手当の基準に関し必要な事項を制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 45 大東四條畷消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 45 議案第 28 号 大東四條畷消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 28 号 大東四條畷消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 220 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 96 条第 1 項におきまして、議会が議決しなければならない事件の内、契約、財産の取得又は処分等に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

第 2 条 議会の議決に付すべき契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とするものについて規定しております。

第 3 条 議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い等について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 46 大東四條畷消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 46 議案第 29 号 大東四條畷消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 29 号 大東四條畷消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定につきまして、

ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 222 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 238 条の 4 及び第 238 条の 5 における、公有財産の管理及び処分について制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 47 大東四條啜消防組合長期継続契約を締結 することができる契約を定める条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 47 議案第 30 号 大東四條啜消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 30 号 大東四條啜消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 226 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法施行令第 167 条の 17 におきまして、契約に関し条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩渕議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。
討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。
本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 48 大東四條畷消防組合行政財産使用料条例の制定について】

(岩渕議長)

次に、日程第 48 議案第 31 号 大東四條畷消防組合行政財産使用料条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩渕議長)

林理事

(林理事)

議案第 31 号 大東四條畷消防組合行政財産使用料条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。
お手元の議案書 228 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項におきまして、行政財産の使用に係る使用料に関して、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩渕議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。
討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 49 大東四條畷消防組合消防手数料条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第 49 議案第 32 号 大東四條畷消防組合消防手数料条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 32 号 大東四條畷消防組合消防手数料条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 231 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 228 条により、手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとあるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 50 大東四條畷消防組合火災予防条例の制定について】

(岩渕議長)

次に、日程第 50 議案第 33 号 大東四條畷消防組合火災予防条例の制定の件を議題といたします。
理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩渕議長)

林理事

(林理事)

議案第 33 号 大東四條畷消防組合火災予防条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。
お手元の議案書 272 ページをお開き願います。

本条例は、消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 4、第 22 条におきまして、火災予防上必要な事項を定めることを目的とし、制定するものでございます。

火災予防条例は、総務省消防庁より 例 として基準が示されており、概ねこの例に基づき規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩渕議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 51 大東四條畷消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について】

(岩渕議長)

次に、日程第 51 議案第 34 号 大東四條畷消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩渕議長)

林理事

(林理事)

議案第 34 号 大東四條畷消防組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 347 ページをお開き願います。

本条例は、地方自治法第 203 条の 2 におきまして、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項については、条例でこれを定める必要があるため、制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 52 平成 25 年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第一次）について】

(岩淵議長)

次に、日程第 52 議案第 35 号 平成 25 年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第一次）の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 35 号 平成 25 年度 大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第 1 次）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書 354 ページをお開き願います。

今回補正をお願い申し上げますのは、消防庁舎及び消防設備の保守点検等の業務委託を行うにあた

り、4月1日から実施していくために、年度内に契約を行う必要があるため債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

355 ページをお開き願います。

上段の消防庁舎維持管理費は、平成 26 年度の空気製造施設保守管理等の業務委託で、限度額 233 万 7 千円の債務負担をお願いするものでございます。

中段の消防庁舎維持管理費は、電気設備保守管理業務委託、空調用設備保守委託、ならびに消防庁舎清掃業務委託を行うもので、期間を平成 28 年度までとし、限度額 2,418 万 6 千円の債務負担をお願いするものでございます。

下段の消防設備等維持管理費は、平成 26 年度の消防用無線の保守点検業務委託で、限度額 69 万 4 千円の債務負担をお願いするものでございます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

【日程第 53 平成 26 年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(岩淵議長)

次に、日程第 53 議案第 36 号 平成 26 年度大東四條畷消防組合一般会計予算の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(林理事)

議長

(岩淵議長)

林理事

(林理事)

議案第 36 号 平成 26 年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の、平成 26 年度大東四條畷消防組合一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

本予算につきましては、効率的、効果的な消防行政の運営を図り、最大限の住民サービスを確保す

るという観点から編成させていただいております。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ22億3,724万2千円と定めるものでございます。

続きまして、第2条 地方債でございますが、3ページをお開き願います。

第2表をご覧ください。

消防救急デジタル無線施設整備事業といたしまして、限度額3億600万円、消防力等整備事業といたしまして、限度額9,910万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

1ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金につきましては、平成26年度事業として予定しております、消防車両の購入及び消防救急デジタル無線の整備、また庁舎の改修工事などの投資的予算の総額である5億7,820万円を最高額とさせていただいております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

上段の2 歳入 款 分担金及び負担金、項 負担金、目 負担金は、17億8,138万9千円でございます。組合を構成する両市の負担金額につきましては、組合同約第14条第2項による案分比率から、大東市は、11億6,306万9千円、四條畷市は、6億1,832万円でございます。

8ページの上段をご覧ください。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 消防施設費国庫補助金では、緊急消防援助隊に登録する消防車両の購入費に対しての補助金4,475万円でございます。

9ページ中ほどをご覧ください。款 組合債 項 組合債 目 消防債は、消防救急デジタル無線施設整備費及び消防車両の購入費としての消防債 4億510万円でございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

15ページ中ほどをご覧ください。

消防設備等維持管理費4億3,645万円は、消防救急デジタル無線施設整備費及び防災行政無線再整備事業に係る負担金、また人事給与等システムの保守業務委託料等が主なものでございます。

17ページをお開きください。

上段の消防力等整備事業1億6,612万円は、更新を予定しております消防車2台、救急車2台、その他車両1台の購入費でございます。

以上でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

(岩淵議長)

お諮りいたします。

以上をもちまして今臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって会議規則第 6 条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって今臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、第 1 回臨時会が招集されましたところ、何かとご多忙の中 ご出席を賜り、監査委員の選任、各種条例の制定、一般会計予算等について 慎重にご審議いただき、無事ここに閉会できましたことは、議員各位の変わらぬ議事運営に対するご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

立春とは申しませんが、まだ寒さ厳しき日が続いております、皆様方にはくれぐれも健康に留意されまして、大東四條畷消防組合の 消防行政の伸展のため、なお一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

次に、管理者より閉会に際し、ご挨拶をいただきます。

(東坂管理者)

閉会にあたり、一言御礼の言葉を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ長時間のご出席を賜り、かつ、ご提案いたしました各案件につきまして、慎重にご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

組管理者といたしまして、今後とも大東四條畷消防組合運営に努力いたす所存でありますので、格別のご協力を賜りたいと思えます。

なお、議員各位におかれましては、健康にくれぐれも留意されまして、なお一層のご活躍を心より祈念申し上げます。まことに甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(岩淵議長)

それでは、これをもって平成 26 年大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会を閉会いたします。どうも長い間ご苦勞さまでございました。

【閉会午後 3 時 12 分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岩 淵 弘

1 番 議 員 大 東 真 司

5 番 議 員 佐 藤 誠